省　令

○法務省令第五十号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月九日

法務大臣　上川　陽子

登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　東京法務局町田出張所管内東京都町田市に属する地域（令和二年十二月一日に神奈川県相模原市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局相模原支局で取り扱わせる。	［項を加える。］
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　横浜地方法務局相模原支局管内神奈川県相模原市に属する地域（令和二年十二月一日に東京都町田市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、東京法務局町田出張所で取り扱わせる。	［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
［項を削る。］	3　東京法務局町田出張所管内東京都町田市に属する地域（令和二年十二月一日に神奈川県相模原市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局相模原支局で取り扱わせる。
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
［項を削る。］	4　横浜地方法務局相模原支局管内神奈川県相模原市に属する地域（令和二年十二月一日に東京都町田市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、東京法務局町田出張所で取り扱わせる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年三月三十日から施行する。

○法務省令第五十一号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第七十七条第三項及び第百四十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月九日

法務大臣　上川　陽子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（一般用医薬品の自弁）	（一般用医薬品の自弁）
第三十二条　法務大臣が指定する刑事施設においては、刑事施設の長は、被収容者に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品（法務大臣が定める品名のものに限る。）であって、被収容者の健康状態に照らして、使用することが必要となる可能性があり、かつ、使用することがその健康を害するおそれが少ないものについて、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、必要な数量の範囲内で、自弁のものを使用するために保管することを許すものとする。	**第三十二条**　法務大臣が指定する刑事施設においては、刑事施設の長は、被収容者に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十五条第一号に規定する一般用医薬品（法務大臣が定める品名のものに限る。）であって、被収容者の健康状態に照らして、使用することが必要となる可能性があり、かつ、使用することがその健康を害するおそれが少ないものについて、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、必要な数量の範囲内で、自弁のものを使用するために保管することを許すものとする。
2　［略］	2　［同上］